

# 地方独立行政法人新小山市民病院職員給与規程

平成25年4月1日

規程第20号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人新小山市民病院職員就業規則（平成25年規程第1号。以下「就業規則」という。）の規定に基づき、職員（非常勤職員を除く。）の給与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給与)

第2条 給与は、給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、役職資格等手当、調整手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(給料表)

第3条 給料表は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 総合職給料表（別表第1）

(2) 一般職給料表（別表第2）

(3) 医療職給料表（別表第3）

ア 医療職給料表(1)

イ 医療職給料表(2)

ウ 医療職給料表(3)

(4) 技能労務職員給料表（別表第4）

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき級別職務分類の内容は、理事長が定める。

(昇給の基準)

第4条 理事長は、前項第2項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。

- 2 職員の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとに規程で定める基準に従い決定する。
- 3 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、規程で定める初任給の基準に従い決定する。
- 4 職員の昇給は、規程で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。
- 5 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（総合職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるものにあつては、3号給）とすることを標準として規程で定める基準に従い決定するものとする。
- 6 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用について、55歳に達した年度の翌年度からは昇給しないものとする。
- 7 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 8 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 9 第4項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、規程で定める。
- 10 地方独立行政法人新小山市民病院再雇用職員就業規程（平成25年規程第3号）により採用された職員（以下「再雇用職員」という。）の給料月額は、前条1項各号給料表の再任用職員の部に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

第4条の2 再雇用職員で短時間勤務の職を占めるもの（以下「再雇用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第10項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、定められたその者の勤務時間を就業規則第37条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

（給料の支給）

第5条 給料の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の1日から

末日までとする。

2 給料の支給日は、その月の15日とする。ただし、同日が次の各号に掲げる日のいずれかに当たる場合は、当該各号に掲げる日とする。

(1) 休日（次号に定めるものを除く。）又は土曜日 14日

(2) 休日、かつ、月曜日 12日

(3) 日曜日 13日

3 理事長は、災害その他特別の事情によりその必要を認めたときは、前項の支給日を変更することができる。

第6条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

2 職員が退職したときは、その日までの給料を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外のとき又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から地方独立行政法人新小山市市民病院職員勤務時間規程（平成25年規程第18号。以下「勤務時間規程」という。）第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（給与からの控除）

第6条の2 次に掲げるものは、職員に給与を支給する際、その給与から控除することができる。

(1) 地方独立行政法人新小山市市民病院職員共済会の掛金その他当該団体が実施する事業に係るもの

(2) 団体取扱契約に係る生命保険及び損害保険の保険料

(3) 職員労働組合の組合費その他当該団体が徴収するもの

(4) 栃木県市町村職員共済組合の貯金その他当該団体が実施する事業に係るもの

(5) 職員相互間の親睦会の会費

(給料の調整額)

第7条 理事長は、給料月額が職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して、著しく特殊な職に対し適当でないとき認めるときは、その特殊性に基づき給料月額につき適正な調整額表を定めることができる。

2 前項の調整額表に定める給料月額の調整額は、調整前における給料月額の100分の25を超えてはならない。

(管理職手当)

第7条の2 理事長は管理又は監督の地位にある職員のうち、規程で指定するもの(以下「管理職員」という。)についてその特殊性に基づき給料月額につき適正な管理職手当定額表を定めることができる。

2 前項の管理職手当定額表に定める管理職手当の額は、管理職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えてはならない。

(扶養手当)

第8条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対し支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げるもので、他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養をうけているものをいう。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。)

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

(3) 満60歳以上の父母及び祖父母

(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障がい者

3 扶養手当の月額は、前項第1号に掲げる扶養親族については

13,000円、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族(次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)については1人につき

6,500円(職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人につい

ては11,000円)とする。

- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第9条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)
- (3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)
- (4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による

届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で、同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

（地域手当）

第9条の2 地域手当は、職員の在勤する地域における他の民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して規程で定める地域に在勤する職員に支給する。当該地域に近接する地域のうち他の民間の賃金水準及び物価等に関する事情が当該地域に準ずる規程で定める地域に在勤する職員についても、同様とする。

2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 1級地 100分の6

(2) 2級地 100分の3

3 前項の地域手当の級地は、規程で定める。

第9条の3 前条第1項の規程で定める地域に在勤する職員がその在勤する地域を異にして異動した場合（職員が当該異動の日の前日に在勤していた地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として規程で定める場合に限る。）において、当該異動（以下この項において単に「異動」という。）の直後に在勤する地域に係る地域手当の支給割合（前条第2項各号に定める割合をいう。以下この項において「異動後の支給割合」という。）が当該異動の日の前日に在勤していた地域に係る地域手当の支給割合（前条第2項各号に定める割合をいい、規程で定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で規程で定める割合とする。以下この項において「異動前の支給割合」という。）に達しないこととなる時、又は当該異動の直後に在勤する地域が前条第1項の規程で定める地域に該当しないこととなる時は、異動の円滑を図るため、当該職員には、前条の規定にかかわらず、当該異動の日から2年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動後の支給割合（異動後の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあっては、当該改定後の異動後の支給割合）以下となる時は、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。）、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動の日から2年を経過するまでの間に更に在勤する地域を異にして異動した場合その他市長の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、理事長の定めるところによる。

(1) 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動前の支給割合（異動前の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあっては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号において同じ。）

(2) 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に

掲げる期間を除く。) 異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

(住居手当)

第9条の4 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(規程で定める職員を除く。)

(2) 第10条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規程で定めるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額(当該額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

(1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

(2) 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(当該額が16,000円を超えるときは16,000円)に相当する額に11,000円を加算した額

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、規程で定める。

(通勤手当)

第10条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため、交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)



- (2) 通勤のため、自動車その他の交通の用具で規程で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規程で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規程で定める職員にあっては、その額から、その額に規程で定める割合を乗じて得た額を減じた額）。ただし、4輪の自動車を使用する職員のうち使用距

離が片道2キロメートル以上4キロメートル未満である場合は  
3,500円、4キロメートル以上である場合は3,500円にその  
増加距離が2キロメートル未満増すごとに1,100円を加算した  
額（その額が44,200円を超えるときは44,200円）

イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）

が片道5キロメートル未満である職員 2,600円

ロ 片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員

4,200円

ハ 片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員

7,100円

ニ 片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員

10,000円

ホ 片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員

12,900円

ヘ 片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員

15,800円

ト 片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員

18,700円

チ 片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員

21,600円

リ 片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員

24,400円

ヌ 片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員

26,200円

ル 片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員

28,000円

ヲ 片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員

29,800円

ワ 片道60キロメートル以上である職員 31,600円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規程で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 勤務地を異にする異動又は在勤する勤務地の移転に伴い、所在する地域を異にする勤務地に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規程で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は勤務地の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規程で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が規程で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規程で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当

に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に  
当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は、前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡  
上必要があると認められるものとして規程で定める職員の通勤手当の額  
の算出について準用する。

5 通勤手当は、支給単位期間（規程で定める通勤手当にあつては、規程  
で定める期間）に係る最初の月の規程で定める日に支給する。

6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の規程で定める事由が  
生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じ  
た後の期間を考慮して規程で定める額を返納させるものとする。

7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる  
期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規程で定める  
期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

8 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定  
その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、規程で定める。

(単身赴任手当)

第10条の2 勤務地を異にする異動又は在勤する勤務地の移転に伴い、  
住居を移転し、父母の疾病その他の規程で定めるやむを得ない事情によ  
り、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は  
勤務地の移転の直前の住居から当該異動又は勤務地の移転の直後に在勤  
する勤務地に通勤することが通勤距離等を考慮して規程で定める基準に  
照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常  
況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居か  
ら在勤する勤務地に通勤することが、通勤距離等を考慮して規程で定め  
る基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、23,000円（規程で定めるところにより  
算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通  
距離」という。）が規程で定める距離以上である職員にあつては、その  
額に、45,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規程で

定める額を加算した額)とする。

3 第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規程で定める職員には前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、規程で定める。

(特殊勤務手当)

第11条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額及び支給方法は、別に規程で定める。

(給与の減額)

第12条 職員が勤務しないときは、勤務時間規程第8条の4第1項に規定する時間外勤務代休時間、勤務時間規程第9条に規定する祝日法による休日(勤務時間規程第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)又は勤務時間規程第9条に規定する年末年始の休日(勤務時間規程第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)である場合、勤務時間規程第12条、第13条及び第14条に規定する年次休暇、病気休暇又は特別休暇による場合その他その勤務しないことにつき理事長の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき第16条に規定する勤務1時間当たりの給与を減額した給与を支給する。

(時間外勤務手当)

第13条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第16条に

規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規程で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規程で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間規程第5条の規定により、あらかじめ勤務時間規程第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（再雇用短時間勤務職員にあつては、38時間45分。以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）外に勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務した全時間（規程で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規程で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（勤務時間規程第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規程で定めるものを除く。）の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を

含む。)の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 勤務時間規程第8条の4第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する規程で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する規程で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

(休日勤務手当)

第14条 祝日法による休日等(勤務時間規程第3条第1項又は第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、同規程第9条に規定する祝日法による休日が同規程第4条及び第5条の規定に基づく週休日に当たるときは、規程で定める日)及び年末年始の休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第16条に規定する勤務1時間当たりの給与に100分の125から100分の150までの範囲内で規程で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。これらの日に準ずるものとして規程で定める日において勤務した職員についても同様とする。

(役職資格等手当)

第14条の2 次の各号に掲げる職ある者で役職資格等のあるもの役職資格等手当を支給し、その額は当該各号に定めるものとする。

(1) 主任看護師 月額 5,000円

(2) 認定看護師 月額 5,000円

(3) 専門看護師 月額 10,000円

(4) 看護補助者

ア ヘルパーの資格を有する者 月額 3,000円

イ 介護福祉士の資格を有する者 月額 4,000円

ウ 准看護師の資格を有する者 月額 5,000円

(5) 医療事務作業補助者 月額 5,000円

(調整手当)

第14条の3 新たに職員になった者等において、各種手当の支給によっても、従前の職における待遇又は部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められる場合は、調整手当を支給することができる。

2 調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(夜間勤務手当)

第15条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対し、勤務1時間につき第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

(端数計算)

第15条の2 第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び第13条から前条までの規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの給与の算出)

第16条 第12条から第15条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間規程第2条第1項に規定する1週間当たりの勤



務時間に52を乗じて得たものから当該年度における同規程第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日（これらの日のうち同規程第3条に規定する週休日と重なる日を除く。）の日数に同条第2項に規定する1日当たりの勤務時間を乗じて得たものを減じたもので除して得た額とする。

（宿日直手当）

第16条の2 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回について、次のとおり支給するものとし、必要な事項は、規程で定める。

区分	平常	年末年始
医師	30,000円	50,000円
その他の職員（宿直）	9,000円	18,000円
〃（日直）	6,000円	12,000円

（管理職員特別勤務手当）

第16条の3 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務時間規程第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づき週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休暇等に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、10,000円を超えない範囲内において規程で定める額とする。ただし、前項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して規程で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

3 前2項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規程で定める。

（時間外勤務手当等に関する規定除外）

第16条の4 第13条から第15条までの規定は、管理職員及び医師たる職員には、適用しない。

（期末手当）

第17条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第17条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規程で定める日（次条

及び第17条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第22条の規定により失職し、又は死亡した職員(第18条第7項の規定の適用を受ける職員及び規程で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額(総合職給料の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの、医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの、医療職給料表(2)の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの及び医療職給料表(3)の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上であるもの(規程で定めるものを除く。第17条の4において「管理監督職員」という。)にあっては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の70」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 総合職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上である

もの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規程で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規程で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規程で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規程で定める。  
第17条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第57条の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員

(2) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）でその離職した日から当該支給日の前日までの間に禁固以上の刑に処せられたもの

(3) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられたもの

第17条の3 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁固以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間

中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、職務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、一時差止処分があったことを知った日の翌日から起算して60日が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申立てることができる。

3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認められるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、規程で定める。

(勤勉手当)

第17条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規程で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第22条の規定により失職し、又は死亡した職員（規程で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に規程で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に

100分の80.0（管理監督職員にあつては、100分の100.0）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の37.5（管理監督職員にあつては、100分の47.5）を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第17条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第17条の4第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第17条の2中「前条第1項」とあるのは「第

17条の4第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第17条の4第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規程で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

（再雇用職員についての適用除外）

第17条の5 第8条、第9条、第9条の3、第9条の4及び第10条の2の規定は、再雇用職員には適用しない。

（管理職手当等の支給方法）

第17条の6 管理職手当、扶養手当、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、調整手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、規程で定める。

（休職者の給与）

第18条 職員が職務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり就業規則第13条第1項第1号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中これに給与の全額（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第28条及び労働基準法（昭和22年法律第49号）第76条による休業補償並びに労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第14条による休業補償給付を受ける額に相当する金額を除く額）を支給する。

2 職員が前項以外の心身の故障により就業規則第13条第1項第1号の規定による休職にされたときは、その休職の期間（就業規則第14条第2項の規定により引き続いたものとみなされた期間を含む。）が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80以内を支給することができる。

3 職員が刑事事件に関し起訴され、就業規則第13条第1項第2号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

4 職員が就業規則第13条第1項第3号の規定による休職にされたと

きは、その休職の期間中これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。

5 職員が就業規則第13条第1項第4号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内（業務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められるときは、100分の100以内）を支給することができる。

6 就業規則第13条第1項の規定による休職にされた職員には、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

7 第2項又は第4項に規定する職員が当該各項に規定する期間内で第17条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により規程で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規程で定める職員については、この限りでない。

8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第17条の2及び第17条の3の規定を準用する。この場合において、第17条の2中「前条第1項」とあるのは、「第18条第7項」と読み替えるものとする。

（専従休職者の給与）

第18条の2 労働組合の業務に専ら従事する職員には、その休職の間は、いかなる給与も支給しない。

（口座振替による給与の支給）

第18条の3 給与は、職員の申出があるときは、口座振替の方法により支給することができる。

（委任）

第19条 この規程の施行に関し必要な事項は、施行規程で定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和4年規程第8号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日（令和4年4月1日）から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第18条第2項の規定にかかわらず、施行日前に休職の発令を受けているものの給与については、改正前の規定による。

附 則（令和5年規程第7号）

（施行期日）

1 この規程は、公布の日（令和5年11月1日）から施行する。

（特例）

2 改正後の地方独立行政法人新小山市民病院職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）に関わらず、令和5年12月に支給する勤勉手当に関する同規程第17条の4第2項第1号の規定の適用については、「100分の80.0」とあるのは「100分の100.0」と、「100分の100.0」とあるのは「100分の120.0」とする。同条同項第2号の規定の適用については、「100分の37.5」とあるのは「100分の47.5」と、「100分の47.5」とあるのは「100分の57.5」とする。

附 則（令和6年規程第4号）

この規程は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。



## 別表第1（第3条関係）

## 総合職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
再雇 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	

23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300	
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700	
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400	
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900	
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300	
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700	

52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	

81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300		
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600		
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900		
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100		
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300		
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300			
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600			
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800			
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000			
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300			
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600			
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800			
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000			
94		295,900	343,600					
95		296,200	344,100					
96		296,600	344,500					
97		296,800	344,700					
98		297,100	345,100					
99		297,500	345,500					
100		297,900	345,800					
101		298,100	346,100					
102		298,400	346,500					
103		298,800	346,900					
104		299,100	347,300					
105		299,300	347,800					
106		299,600	348,200					
107		300,000	348,600					
108		300,300	349,000					
109		300,500	349,500					

110		300,900	349,900						
111		301,300	350,200						
112		301,600	350,500						
113		301,800	351,000						
114		302,000							
115		302,300							
116		302,700							
117		302,900							
118		303,100							
119		303,400							
120		303,700							
121		304,100							
122		304,300							
123		304,600							
124		304,900							
125		305,200							
再雇 用職 員		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200

備考 この表は、新小山市民病院に勤務する他の給料表の適用を受けない常勤の職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

一般職員給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 雇 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円
	1	147,100	200,200	219,900	260,200
	2	148,100	201,200	221,000	261,400
	3	149,100	202,200	221,900	262,400
	4	150,100	203,000	222,800	263,500
	5	151,200	203,700	223,800	264,200
	6	152,300	205,200	225,100	265,200
	7	153,400	206,500	226,300	266,100
	8	154,400	207,600	227,400	267,000
	9	155,300	208,900	228,700	267,600
	10	156,400	209,600	230,300	268,300
	11	157,500	210,400	231,800	269,100
	12	158,600	211,100	233,000	269,900
	13	159,500	212,200	234,100	270,700
	14	160,600	213,100	235,300	271,500
	15	161,800	214,000	236,500	272,300
	16	162,900	214,800	237,400	273,100
	17	164,000	215,700	238,000	273,800
	18	165,400	216,700	238,400	274,800
	19	166,700	217,600	238,800	275,700
	20	167,900	218,500	239,300	276,500
	21	169,000	219,200	239,800	277,400
	22	170,200	220,000	241,100	278,000
23	171,400	220,800	242,300	278,700	

	24	172,600	221,400	243,200	279,400
	25	173,700	222,100	244,300	279,900
	26	175,200	222,600	245,500	280,600
	27	176,700	223,000	246,700	281,400
	28	178,200	223,500	247,900	282,100
	29	179,600	224,100	248,700	282,900
	30	181,000	225,100	249,800	283,800
	31	182,500	226,000	251,000	284,600
	32	184,000	226,600	252,100	285,400
	33	185,400	227,100	253,200	286,100
	34	187,100	228,100	254,100	287,000
	35	188,800	229,100	255,000	287,900
	36	190,500	230,100	256,000	288,800
	37	192,200	230,600	257,000	289,400
	38	193,300	231,700	257,800	290,200
	39	194,700	232,800	258,600	291,000
	40	195,800	233,800	259,500	291,800
	41	196,800	234,500	260,400	292,400
	42	198,200	235,500	261,300	293,400
	43	199,400	236,400	262,200	294,400
	44	200,600	237,200	263,200	295,300
	45	202,100	238,000	263,800	296,000
	46	203,100	238,800	264,700	296,900
	47	204,000	239,500	265,700	297,800
	48	205,100	240,100	266,600	298,600
	49	206,200	240,700	267,600	299,200
	50	207,200	241,600	268,400	299,800
再雇用職員		153,600	178,800	212,400	243,900

備考 この表は、新小山市民病院に勤務する常勤の看護補助職及び医師事務補助職等の職員に適用する。

別表第3（第3条関係）

医療職給料表

（ア） 医療職給料表（1）

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用 職員以 外の職 員		円	円	円	円
	1	264,700	346,600	406,900	474,700
	2	267,200	349,600	409,600	477,000
	3	269,600	352,400	412,100	479,200
	4	272,000	355,300	414,700	481,500
	5	274,100	357,800	417,100	483,700
	6	277,600	360,800	419,100	485,800
	7	281,100	363,800	420,900	488,000
	8	284,500	366,600	422,800	490,000
	9	288,100	368,700	424,600	491,900
	10	291,600	371,200	427,300	494,000
	11	295,200	373,900	429,800	496,100
	12	298,700	376,400	432,200	498,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300
	14	306,100	382,500	436,900	502,200
	15	310,000	385,500	438,900	504,300
	16	313,600	388,800	441,000	506,400
	17	317,200	391,800	443,000	508,300
	18	320,700	394,400	445,200	510,300
	19	324,200	396,800	447,400	512,300
	20	327,700	399,300	449,500	514,100
	21	331,300	401,900	450,900	515,900
22	335,000	403,900	453,300	517,700	



23	338,400	405,500	455,600	519,500
24	341,700	407,100	457,800	521,300
25	345,000	408,800	459,800	522,900
26	347,500	411,000	462,100	524,700
27	350,000	413,100	464,300	526,500
28	352,300	415,100	466,600	528,300
29	354,400	417,200	468,700	529,900
30	356,100	419,300	470,900	531,700
31	357,800	420,900	473,200	533,500
32	359,600	422,600	475,300	535,300
33	361,500	424,500	477,100	536,900
34	363,700	426,000	479,200	538,700
35	365,800	427,800	481,300	540,400
36	367,800	429,600	483,300	542,100
37	369,700	431,500	485,400	543,700
38	371,900	433,500	487,100	545,300
39	374,000	435,300	488,900	546,700
40	376,000	437,200	490,700	548,300
41	378,000	439,000	492,300	549,800
42	378,700	440,700	494,100	551,200
43	379,300	442,400	495,900	552,600
44	380,000	444,200	497,500	553,900
45	380,900	446,000	498,900	555,100
46	382,200	447,800	500,600	556,100
47	383,500	449,500	502,400	557,100
48	384,800	451,200	504,100	558,100
49	385,600	452,800	505,600	559,100
50	386,400	454,500	506,900	560,000
51	387,200	456,200	508,200	560,900

52	387,700	457,900	509,500	561,800
53	388,500	459,800	510,500	562,600
54	389,300	461,000	511,800	563,500
55	390,000	462,200	513,100	564,400
56	390,700	463,400	514,400	565,300
57	391,400	464,400	515,400	566,200
58	392,300	465,400	516,200	567,100
59	393,000	466,300	517,000	568,000
60	393,600	467,100	517,800	568,700
61	394,100	467,900	518,700	569,600
62	394,600	468,600	519,500	570,500
63	395,000	469,300	520,400	571,400
64	395,400	469,900	521,200	572,300
65	395,700	470,600	522,100	573,200
66		471,300	523,000	
67		471,900	523,700	
68		472,500	524,600	
69		472,800	525,500	
70		473,400	526,300	
71		474,100	527,200	
72		474,800	528,100	
73		475,200	528,900	
74		475,800	529,800	
75		476,500	530,700	
76		477,200	531,400	
77		477,600	532,200	
78		478,200	533,100	
79		478,800	534,000	
80		479,300	534,900	

	81		479,900	535,700	
	82		480,400	536,600	
	83		480,900	537,500	
	84		481,400	538,400	
	85		481,800	539,200	
	86		482,400	540,100	
	87		482,800	541,000	
	88		483,300	541,900	
	89		483,800	542,700	
	90		484,400		
	91		485,000		
	92		485,400		
	93		485,900		
	94		486,500		
	95		487,100		
	96		487,600		
	97		488,100		
再雇用 職員		297,300	339,700	394,300	467,400

備考 この表は、新小山市民病院に勤務する常勤の医師に適用する。

## (イ) 医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400	373,400
	2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400	376,000
	3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300	378,600
	4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200	381,200
	5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000	383,500
	6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000	386,200
	7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000	388,800
	8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000	391,500
	9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800	393,600
	10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900	395,800
	11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900	398,000
	12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900	400,200
	13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400	402,200
	14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400	404,200
	15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300	406,200
	16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300	408,200
	17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100	410,000
	18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100	411,900
	19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100	413,800
	20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000	415,600
	21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700	417,400
	22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700	419,000
	23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700	420,600
	24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700	422,100

25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100	423,600
26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900	424,900
27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700	426,200
28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400	427,500
29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100	428,800
30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600	430,000
31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100	431,200
32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600	432,300
33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900	433,500
34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200	434,700
35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500	435,900
36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600	437,100
37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700	438,400
38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800	439,200
39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900	439,600
40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000	440,300
41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800	440,800
42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600	441,200
43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400	441,600
44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200	442,000
45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600	442,400
46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200	442,800
47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700	443,200
48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100	443,500
49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500	443,800
50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800	444,200
51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100	444,500
52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400	444,800
53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	403,700	445,100

54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	404,000
55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	404,300
56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	404,600
57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	404,900
58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	405,200
59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	405,500
60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	405,900
61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	406,100
62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	406,400
63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	406,700
64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	407,000
65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	407,200
66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900	
67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600	
68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200	
69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600	
70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100	
71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600	
72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100	
73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700	
74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200	
75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800	
76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400	
77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900	
78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400	
79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900	
80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400	
81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700	
82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200	

83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600
84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000
85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400
86		290,700	326,500	347,300	
87		290,900	326,700	347,600	
88		291,100	327,000	347,900	
89		291,500	327,400	348,300	
90		291,700	327,800	348,600	
91		291,900	328,200	349,000	
92		292,100	328,600	349,300	
93		292,500	328,900	349,700	
94		292,700	329,100	350,000	
95		292,900	329,500	350,300	
96		293,200	329,800	350,600	
97		293,500	330,000	350,900	
98		293,700	330,300	351,300	
99		293,900	330,600	351,700	
100		294,200	330,900	352,100	
101		294,500	331,100	352,600	
102		294,700	331,400	353,000	
103		294,900	331,800	353,400	
104		295,200	332,000	353,800	
105		295,500	332,200	354,300	
106			332,400		
107			332,800		
108			333,000		
109			333,200		
110			333,600		
111			334,000		

	112			334,400				
	113			334,600				
再雇 用職 員		189,700	216,300	244,500	257,900	283,100	323,900	366,200

備考 この表は、新小山市民病院に勤務する常勤の薬剤師、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、義肢装具士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士及び社会福祉士に適用する。



## (ウ) 医療職給料表(3)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800	376,100
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800	378,700
	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800	381,400
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800	384,000
	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800	386,200
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900	388,400
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900	390,700
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900	393,000
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400	394,900
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400	397,000
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300	399,200
	12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300	401,400
	13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200	403,300
	14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200	405,300
	15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200	407,400
	16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200	409,400
	17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100	411,400
	18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100	413,600
	19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200	415,800
	20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200	417,900
	21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900	419,800
	22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000	421,700
	23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100	423,500
	24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100	425,400

25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000	427,100
26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600	428,700
27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400	430,400
28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200	432,000
29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900	433,300
30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600	434,600
31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500	436,200
32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200	437,700
33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900	439,400
34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600	441,000
35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400	442,400
36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100	443,800
37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700	444,900
38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400	446,200
39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200	447,500
40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000	448,900
41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500	449,900
42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000	450,600
43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500	451,400
44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800	452,000
45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900	452,900
46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000	453,600
47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100	454,400
48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300	455,200
49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600	455,900
50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700	456,600
51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900	457,300
52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000	458,100
53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200	458,900

54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200	459,700
55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300	460,400
56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400	461,100
57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500	461,900
58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000	
59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600	
60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000	
61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600	
62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100	
63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500	
64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000	
65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500	
66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900	
67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200	
68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500	
69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900	
70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100		
71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800		
72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400		
73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100		
74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600		
75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200		
76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700		
77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100		
78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700		
79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200		
80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500		
81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800		
82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300		

83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700
84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000
85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300
86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800
87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300
88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700
89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000
90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400
91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900
92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300
93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700
94	283,800	316,500	349,400	367,500	
95	284,700	317,200	350,100	367,900	
96	285,600	317,800	350,700	368,200	
97	286,200	318,300	351,100	368,800	
98	286,800	318,600	351,500	369,300	
99	287,400	319,200	352,000	369,800	
100	288,300	319,800	352,400	370,300	
101	289,100	320,200	352,900	370,900	
102	289,900	320,800	353,300	371,400	
103	290,700	321,400	353,800	371,900	
104	291,500	321,900	354,200	372,300	
105	292,100	322,300	354,500	372,900	
106	292,600	322,800	355,000	373,400	
107	293,100	323,300	355,400	373,900	
108	293,500	323,800	355,700	374,400	
109	293,700	324,200	356,200	375,000	
110	294,000	324,600	356,700	375,400	
111	294,200	324,900	357,200	375,900	

112	294,500	325,200	357,700	376,400			
113	294,800	325,500	358,200	377,000			
114	295,000	325,900	358,700				
115	295,300	326,300	359,200				
116	295,500	326,600	359,600				
117	295,800	326,800	360,000				
118	296,100	327,100	360,400				
119	296,400	327,500	360,900				
120	296,700	327,700	361,400				
121	297,000	327,900	361,800				
122	297,400	328,200	362,300				
123	297,700	328,500	362,800				
124	298,100	328,800	363,300				
125	298,300	329,000	363,600				
126	298,500	329,300					
127	298,800	329,700					
128	299,200	329,900					
129	299,400	330,100					
130	299,700	330,300					
131	300,100	330,700					
132	300,500	330,900					
133	300,700	331,200					
134	301,000	331,600					
135	301,400	332,000					
136	301,700	332,400					
137	301,900	332,700					
138	302,200	333,100					
139	302,600	333,500					
140	302,900	333,900					

141	303,100	334,200				
142	303,500	334,600				
143	303,900	334,900				
144	304,200	335,300				
145	304,400	335,600				
146	304,600	336,000				
147	304,900	336,400				
148	305,300	336,800				
149	305,500	337,100				
150	305,700	337,500				
151	306,000	337,900				
152	306,300	338,300				
153	306,700	338,600				
154	306,900					
155	307,100					
156	307,400					
157	307,700					
158	308,000					
159	308,300					
160	308,600					
161	309,000					
162	309,300					
163	309,600					
164	309,900					
165	310,300					
166	310,600					
167	310,900					
168	311,200					
169	311,600					

再雇 用職 員		236,100	256,400	263,600	273,800	290,100	327,300	371,800
---------------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、新小山市市民病院に勤務する常勤の保健師、助産師、看護師及び  
准看護師に適用する。

別表第4（第3条関係）

技能労務職員給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 雇 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円
	1	120,200	176,900	210,600	241,800
	2	121,100	178,600	212,100	243,600
	3	122,100	180,300	213,500	245,300
	4	123,000	182,000	215,000	247,200
	5	123,900	183,400	216,400	249,000
	6	124,700	185,100	217,900	250,800
	7	125,600	186,800	219,300	252,600
	8	126,500	188,500	220,800	254,600
	9	127,600	190,000	222,200	256,500
	10	128,300	191,700	223,600	258,400
	11	129,200	193,400	225,100	260,400
	12	130,200	195,100	226,500	262,300
	13	130,300	196,400	227,900	264,200
	14	131,400	198,000	229,300	266,100
	15	132,500	199,600	230,600	268,000
	16	133,500	201,300	231,900	269,900
	17	134,500	202,900	233,300	271,800
	18	135,600	204,500	235,000	273,700
	19	136,600	206,000	236,500	275,600
	20	137,600	207,400	238,200	277,500
	21	138,600	208,800	239,800	279,400
	22	139,900	210,400	241,500	281,400
23	141,100	211,900	243,200	283,200	



24	142,300	213,400	244,700	285,200
25	143,500	214,700	246,600	286,900
26	144,900	216,100	248,400	288,800
27	146,300	217,500	250,000	290,800
28	147,800	218,700	251,800	292,600
29	149,000	219,900	253,400	294,500
30	150,400	221,000	255,100	296,300
31	151,800	222,000	256,900	298,300
32	153,200	223,200	258,600	300,300
33	154,500	224,400	260,200	301,600
34	157,000	225,600	261,900	303,500
35	159,500	226,700	263,600	305,300
36	161,900	227,900	265,400	307,200
37	164,400	228,800	267,000	309,000
38	166,000	230,100	268,500	310,800
39	167,500	231,500	270,200	312,600
40	169,100	232,900	271,900	314,400
41	170,500	234,200	273,500	316,200
42	172,200	235,500	275,100	317,900
43	173,900	236,800	276,600	319,600
44	175,400	238,100	278,100	321,400
45	176,900	239,200	279,700	322,800
46	178,300	240,500	281,300	324,100
47	179,700	241,800	282,800	325,500
48	181,100	243,100	284,400	326,900
49	182,300	244,300	285,500	328,300
50	183,500	245,300	286,900	329,100
51	184,700	246,500	288,300	330,200
52	186,000	247,700	289,700	331,100
53	187,200	248,700	291,200	332,000

54	188,400	249,800	292,700	333,000
55	189,600	251,000	294,200	333,800
56	190,800	252,200	295,600	334,800
57	191,900	253,200	297,000	335,700
58	193,100	254,100	298,100	336,300
59	194,300	255,100	299,200	337,000
60	195,500	256,200	300,300	337,600
61	196,600	257,300	301,000	338,000
62	197,600	258,200	301,800	338,600
63	198,500	259,100	302,600	339,200
64	199,500	260,000	303,300	339,900
65	200,600	260,700	304,200	340,200
66	201,500	261,600	304,500	340,800
67	202,300	262,200	305,200	341,500
68	203,300	263,100	305,900	342,100
69	203,900	264,000	306,700	342,400
70	204,700	264,700	307,300	342,900
71	205,600	265,500	308,000	343,600
72	206,400	266,200	308,600	344,100
73	207,100	267,000	309,100	344,400
74	208,000	267,400	309,600	345,000
75	208,800	267,800	310,100	345,600
76	209,700	268,300	310,700	346,200
77	210,300	268,400	310,900	346,600
78	211,200	268,700	311,400	347,000
79	212,000	268,900	311,800	347,600
80	213,000	269,300	312,300	348,100
81	213,800	269,500	312,600	348,500
82	214,400	269,700	313,100	349,100
83	215,100	270,000	313,600	349,500

84	215,800	270,300	314,000	349,800
85	216,600	270,600	314,300	350,200
86	217,200	270,900	314,700	350,700
87	217,900	271,100	315,100	351,000
88	218,500	271,500	315,500	351,400
89	219,200	271,800	315,800	351,800
90	219,900	272,200	316,200	352,200
91	220,600	272,400	316,600	352,600
92	221,400	272,800	317,000	353,000
93	222,000	272,900	317,200	353,300
94	222,700	273,100	317,600	354,000
95	223,300	273,500	318,000	354,700
96	224,000	273,800	318,400	355,400
97	224,600	274,000	318,500	356,100
98	225,300	274,300	318,900	356,800
99	225,900	274,700	319,300	357,500
100	226,600	275,100	319,600	358,200
101	227,200	275,200	319,900	358,900
102	227,700	275,500	320,200	359,600
103	228,200	275,900	320,600	360,300
104	228,600	276,200	321,000	361,000
105	228,900	276,400	321,500	361,700
106		276,600	321,800	362,400
107		277,000	322,200	363,100
108		277,300	322,600	363,800
109		277,500	323,000	364,500
110		277,800	323,400	365,200
111		278,200	323,700	
112		278,500	324,000	
113		278,600	324,400	

	114		278,900		
	115		279,100		
	116		279,500		
	117		279,700		
	118		279,900		
	119		280,200		
	120		280,400		
	121		280,800		
	122		281,000		
	123		281,300		
	124		281,600		
	125		281,800		
再任用 職員		173,500	199,100	236,300	254,300

備考 この表は、新小山市民病院に勤務する常勤の労務主事、  
技能主事及び業務主任に適用する。